

糸島市消費生活センターへひとりで悩まず相談しましょう

こんな相談が増えています！

アダルトサイトからの不当請求

パソコンでいろいろ調べていたAさん。いつの間にかアダルトサイトにつながり、「無料」の言葉に引かれ、ついつい年齢認証ボタンを押してしまいました。すると、いきなり「会員登録完了」の文字が表示され、料金を請求される画面が表示されたまま消えません。



本来、「契約」とはお互いの意思が合意できて初めて成立します。インターネット上では、特に操作ミスや勘違いによる契約成立を防ぐため、必ず意思の確認を行うよう法律で決められています。この場合、有料でありながら、利用者には「無料」と説明しており、金額面などでお互いの意思の確認が取れたとはいせず、「契約」としては成立していないといえます。「契約」が成立していない場合、相手の一方的な請求に対し、支払う必要はありません。

また、IPアドレスなどから個人が特定できることはできません。「請求画面が表示されたまま消えない」「気が動転してしまった」など困った場合でも、相手に問い合わせたり、支払ったりしないようにしましょう。

「請求画面がパソコンから消えない！」そんなときは、次のホームページを参考に画面を元に戻しましょう。

●情報処理推進機構「システム復元」 <http://www.ipa.go.jp/security/restore/>

啓発講座

消費者力をアップしよう！

消費生活に関する知識や情報を学んで「生活上手＝賢い消費者」になります。

	第1回	第2回	第3回
演題	「イザというときの葬儀の基礎知識」	「失敗しないリフォーム工事」	「ネットトラブル対処法～携帯・スマートフォン・パソコン最新事情」
内容	最近の葬儀事情や、見積書の見方、具体的費用の目安など、イザというときに助かる知識を得るチャンスです！	リフォーム工事の流れ、業者の選び方・ポイントなどトラブルに遭わないための知識を身に付けましょう。	最新の情報端末とインターネットサービスの現状や、さまざまなトラブルに対処するためのコツを学びます。
開催日	9月28日(水)	10月20日(木)	11月24日(木)
講師	福岡県葬祭業協同組合青年部部長 堤 考史氏	福岡県リフォーム推進ネットワーク 協議会会長 大里 博之氏	(財)ハイバーネット社会研究所研究 コーディネーター 七篠 麻衣子氏

各回とも共通

時間 13時～15時

場所 伊都文化会館 研修室(前原東2-2-7)

定員 30人(先着順・申込制)

申込先 糸島市消費生活センター ☎(332)2098

まずは、ご相談を

お気軽にお電話ください。

糸島市消費生活センター

糸島市前原西一丁目1番1号
(糸島市役所第二庁舎1階)

☎(332)2098

相談日時 月～金曜日の
9:00～17:00

※祝日は除く



出前講座

随时受付中

地域の集まりや趣味活動
のサークルの場など、短時間
でも、少人数でも対応します。

あなたの「困った！」に専門相談員がお応えします。

糸島市消費生活センターへ ひとりで悩まず 相談しましょう

インターネット 料金請求

借金

それ以外では、訪問販売に寄せられる相談内容は幅広く、中でもサイト利用料金の請求やサラ金など、金銭に関する内容が目立ちます(別表)。訪問販売は、消費者にとって不意打ち性の高い販売方法であり、十分考える時間を与えられないまま、販売員のペースに巻き込まれてしまいがちなので、注意してください。

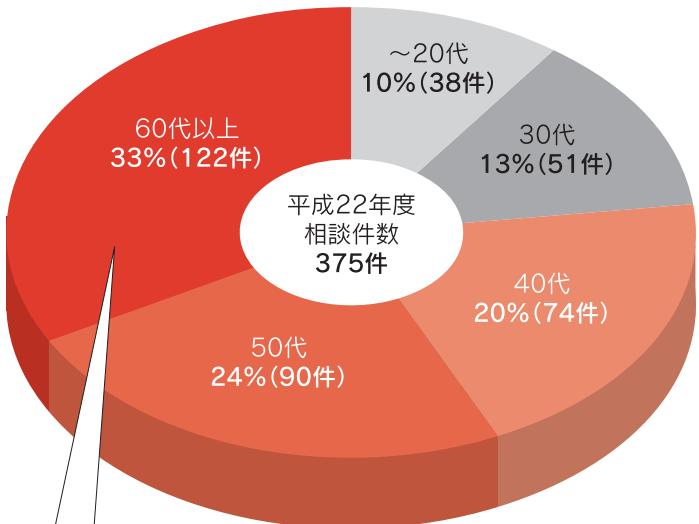
この傾向は、福岡県全体でみても同様で、ひとり暮らしの人や高齢者夫婦などが被害に遭いやすいようです。身近な人が注意して見守りましょう。

高齢者夫婦は要注意！

別表 ■相談が多かった商品とサービス
(上位5項目)
(平成22年度)

	商品・サービス名	件 数
1位	フリーローン・サラ金・借金問題	40件
2位	有料サイト利用料の不当請求	36件
3位	住宅工事・布団などの訪問販売	34件
4位	はがきや封書による架空請求	33件
5位	敷金などの不動産賃貸契約	16件

■平成22年度の消費生活相談件数と
相談者の年代別の割合



相談者の3割以上が60代以上の人です。

契約は

慎重に！

よく考えて！

「契約」は、書類がなくてもお互いの意思の合意があれば成立したことになります。一度、契約してしまうと、原則として一方的に契約を取り消すことはできません。くれぐれも慎重に、じっくり考えて行いましょう。

契約書などの書類は、後日、証拠として残すものであり、トラブルが起きたときや裁判で争う際には、契約の証明になります。紛失防止のため、保管場所を決めておくことをお勧めします。